

年管発0603第1号
平成28年6月3日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

「国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成28年政令第235号。以下「改正政令」という。）及び国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正政令及び改正省令の趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第14条の規定により、国民年金保険料の納付猶予制度の対象年齢が現行の30歳未満から50歳未満に拡大されることに伴い、所要の措置を講ずるもの。

第2 改正政令及び改正省令の内容

拡大後の納付猶予制度（30歳以上50歳未満を対象。以下「本制度」という。）について、本制度の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務を市町村の法定受託事務とし、本制度の対象者の要件となる所得の上限額、範囲及び計算方法並びに本制度の申請手続等を定めること。これらについては、現行の若年者納付猶予制度（20歳以上30歳未満を対象）と同様のものであること。

なお、改正省令の施行の日前にされた改正前の国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第77条の5第3項の規定による申出については、改正後の同項の規定による申出とみなすものとし、改正省令の施行の日後に改めて当該申出をすることを要さないこと。

第3 改正政令及び改正省令の施行期日

改正政令及び改正省令は、平成28年7月1日から施行すること。

年管発0603第2号
平成28年6月3日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公印省略）

「国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成28年政令第235号。以下「改正政令」という。）及び国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いします。

記

第1 改正政令及び改正省令の趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第14条の規定により、国民年金保険料の納付猶予制度の対象年齢が現行の30歳未満から50歳未満に拡大されることに伴い、所要の措置を講ずるもの。

第2 改正政令及び改正省令の内容

拡大後の納付猶予制度（30歳以上50歳未満を対象。以下「本制度」という。）について、本制度の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務を市町村の法定受託事務とし、本制度の対象者の要件となる所得の上限額、範囲及び計算方法並びに本制度の申請手続等を定めること。これらについては、現行の若年者納付猶予制度（20歳以上30歳未満を対象）と同様のものであること。

なお、改正省令の施行の日前にされた改正前の国民年金法施行規則（昭和35年厚

生省令第12号) 第77条の5第3項の規定による申出については、改正後の同項の規定による申出とみなすものとし、改正省令の施行の日後に改めて当該申出をすることを要さないこと。

第3 改正政令及び改正省令の施行期日

改正政令及び改正省令は、平成28年7月1日から施行すること。

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十五号

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三条第三項及び附則第九条の四の七第一項第一号並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項第一号、第三項、第六項及び第九項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十号中「及び平成十六年改正法附則第十九条第三項」を、「平成十六年改正法附則第十九条第三項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）以下「平成二十六年改正法」という。附則第十四条第二項」に、「第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項」を「並びに第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年改正法附則第十四条第一項」に改める。

第十四条の十六中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の申請

第十四条の二十三第三号中「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」を「平成二十六年改正法」に改める。

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十四条第一項各号」を「第二十条第一項各号」に、「第十四条第一項及び」を「第二十条第一項及び」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条第二項の表中「第十三条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に、「第十三条第一項並びに」を「第十九条第一項並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条を第十八条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置）」を付する。

第十条の次に次の六条を加える。

（平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額）

第十一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第六条の七の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額について準用する。

第七項	前各項	申請の受理及び処分 の権限
	第一項各号に掲げる権限	
第六項	同項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分 の権限
	又第三項	
第四項	又前項	申請の受理及び処分 の権限
	又は前項	
第三項	又は前項	申請の受理及び処分 の権限
	又は前項	
第二項	又は前項	申請の受理及び処分 の権限
	又は前項	
第一項	又は前項	申請の受理及び処分 の権限
	又は前項	

（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）
 第十二条 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百二十七条第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第三号第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）以下「平成二十六年改正法」という。附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、同法第四十五条第三号第七号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。
 （日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え）
 第十三条 平成二十六年改正法附則第十四条第六項において国民年金法第九十条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条	国民年金法施行令第六条の十の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の範囲について準用する。	（所得の額の計算方法） 第十五条 国民年金法施行令第六条の十一の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。 （指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え） 第十六条 平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定により平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	（所得の範囲） 第十四条 国民年金法施行令第六条の十の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の範囲について準用する。	（所得の額の計算方法） 第十五条 国民年金法施行令第六条の十一の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。 （指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え） 第十六条 平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定により平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第九十条	第九十条第一項各号	納付猶予要件該当被保険者等（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項に規定する納付猶予要件該当被保険者等をいう。）
第九十条	第九十条第一項各号	平成二十六年改正法附則第十四条第一項各号
第九十条	第九十条第一項各号	平成二十六年改正法附則第十五条第一項から第三項までの規定及び同条第四項の規定によりみなして適用される第四項から前項まで
第九十条	第九十条の二第七項	平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定によりみなして適用される第九十条の二第七項

附則
この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第七号

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条及び第百十條並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四条第一号及び第三号、第七項並びに第八項並びに第十五条第一項、第三項及び第四項において適用する国民年金法第九條の二第八項並びに独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五條の二第三項並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十三條第一項第三号の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一節 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

(国民年金法施行規則の一部改正)

第一条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。第十五条第四号中「第九十條の三第一項」を「第九十條の二第一項」に改め、若しくは第二項の下に「又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。附則第十四条第一項」を加える。

第七十三條の三第二項第三号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改める。

第七十三條の四(見出しを含む)中「第十四條の十六第八号」を「第十四條の十六第九号」に改める。

第七十六條中「若しくは第二項」の下に「若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」を加える。

第七十七條の二(見出しを含む)中「並びに」を「、」に改め、第二項第一号の下に「並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号」を加える。

第七十七條の五の見出し中「又は」を「若しくは」に改め、第二項以下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」を加え、同条第一項各号列記以下の部分中「附則第十九条第一項又は第二項」を「附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改め、同項第四号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項」に改め、同条第二項第四号中「第三号」の下に「若しくは第二項第三号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号」を加え、同条第三号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号の下に「若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十九条第一号若しくは第二号(法第九十條第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。)」を加え、又は第二号(法第九十條第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。)」を加え、又は第二号の「若しくは」を「若しくは第二号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項若しくは第二号の」に改める。

第七十七條の五の二の見出し中「附則第十九條の二第二項」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五條第一項」を加え、同条中「附則第十九條の二第二項」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五條第一項」を加え、又は第二号(を「若しくは第二号(に改め、同じ。))の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項第一号若しくは第二号(法第九十條第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。)」を加え、又は第二号の「若しくは」を「若しくは第二号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項若しくは第二号の」に改める。

第七十七條の五の三第一項中「附則第十九條の二第二項に規定する」を「附則第十九條の二第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五條第一項に規定する」に、この規定により平成二十六年改正法附則第十九條第二項の規定による申請(以下「納付猶予申請」という。))を「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五條第一項の規定により納付猶予申請(平成二十六年改正法附則第十九條第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項の規定による申請をいう。以下同じ。))」に改め、同条第二項中「附則第十九條の二第二項」の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五條第一項」を加える。

第七十七條の五の四中「附則第十九條の二第二項」の下に「又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五條第一項」を加える。

第七十七條の七の見出し及び各号列記以外の部分中「並びに平成十六年改正法」を「、平成十六年改正法」に改め、「及び第二項第三号」の下に「並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項第三号」を加え、同条第一号及び第二号中「第二項」の下に「並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項」を加える。

第七十七條の八第一項中「附則第十九條第三項」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第二項」を加え、同条第三項中「及び第二項」を「若しくは第二項若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項」に改める。

第七十八條の二第二号中「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。))」を「平成二十六年年金事業運営改善法」に改める。

第八十五條の二第二項に次の一号を加える。

五 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項第二号(法第九十條第一項第二号に該当するときに限る。又は第三号

第八十五條の三第一項の表の上欄中「又は同条第二項の規定による申請(同項第一号に該当することによる申請に限る。))」を「若しくは同条第二項の規定による申請(同項第一号に該当することによる申請に限る。))又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項の規定による申請(同項第一号に該当することによる申請に限る。))」に改める。

第一百十三條の二第二項中「附則第十條第九項」の下に「又は第十四條第七項」を加え、同項第二号中「附則第十條第八項」の下に「又は第十四條第六項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第六項の規定において読み替えて準用する法第九十條の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四條第一項の規定による権限を自ら行うこととした場合における当該権限

第一百十三條の二第二項中「附則第十條第十項」の下に「又は第十四條第八項」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第三号中「第八十九條」を「第八十九條第一項」に、「又は」を「、」に改め、「第二項」の下に「又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四條第一項」を加える。

(厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「附則第十九條第二項各号」の下に「又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四條第一項各号」を加える。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前にされたこの省令による改正前の国民年金法施行規則第七十七條の五第三項の規定による申出については、この省令による改正後の同項の規定による申出とみなす。

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号） 1

○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百五十三号） 3

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（市町村が処理する事務）</p> <p>第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 法第九十条第一項及び第三項（法第九十条の二第四項、平成十六年改正法附則第十九条第三項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年改正法附則第十四条第一項に規定する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>（市町村が処理する事務）</p> <p>第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 法第九十条第一項及び第三項（法第九十条の二第四項及び平成十六年改正法附則第十九条第三項において準用する場合を含む。）、第九十条の二第一項から第三項まで、第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項に規定する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務</p>

十一〇十三 (略)

(法附則第九条の四の七第一項第一号の政令で定める手続)

第十四条の十六 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する政令で定める手続は、次に掲げる手続とする。

一〇六 (略)

七 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の申請

八・九 (略)

(法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料)

第十四条の二十三 法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料は、次に掲げる保険料とする。

一・二 (略)

三 平成二十六年改正法附則第十条第一項に規定する後納保険料

十一〇十三 (略)

(法附則第九条の四の七第一項第一号の政令で定める手続)

第十四条の十六 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する政令で定める手続は、次に掲げる手続とする。

一〇六 (略)

(新設)

七・八 (略)

(法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料)

第十四条の二十三 法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料は、次に掲げる保険料とする。

一・二 (略)

三 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十条第一項に規定する後納保険料

◎ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（平成二十六年改正法附則第十三条第一項の政令で定める法令）</p> <p>第十条（略）</p>	<p>（平成二十六年改正法附則第十三条第一項の政令で定める法令）</p> <p>第十条（略）</p>
<p>（平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額）</p> <p>第十一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の七の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額について準用する。</p> <p>（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十二条 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百二十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）（附則第十四条第一項）」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八</p>	<p>（新設）</p>

号)第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百七号)第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。)附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え)

第十三条 平成二十六年改正法附則第十四条第六項において国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項

前項の規定による求め
機構

(新設)

第六項		第四項
第一項各号に掲げる権	する 場合を除く。	第一項各号に掲げる権 限の全部若しくは一部 又は前項 するとき（次項に規定 する）
申請の受理及び処分の権限	申請の受理及び処分の権限 又は同項 するとき	申請の受理及び処分の権限 の全部又は一部 同項各号に掲げる権限 若しくは不適当 を行う 又は不適当 申請の受理及び処分の権限
の全部若しくは一部を 行う	政府管掌年金事業等の運営 の改善のための国民年金法 等の一部を改正する法律附 則第十四条第一項の規定に よる厚生労働大臣の申請の 受理及び処分の権限（以下 この条において「申請の受 理及び処分の権限」という 。） を行う	があつた場合において 必要があると認めると き、又は機構 第一項各号に掲げる権 限

第七項	限の全部若しくは一部	
	又は第三項	又は同項
前各項	同項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分 の権限
	第一項各号に掲げる権限	第三項、第四項及び前項
限	同項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分 の権限
	同項各号に掲げる権限	申請の受理及び処分 の権限

(所得の範囲)

第十四条 国民年金法施行令第六条の十の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の範囲について準用する。

(新設)

(所得の額の計算方法)

第十五条 国民年金法施行令第六条の十一の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。

(新設)

(指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え)

第十六条 平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定により平成二十

(新設)

六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法第百九条の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第百九条の二第四項</p>	<p>全額免除要件該当被保険者等</p>	<p>納付猶予要件該当被保険者等（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項に規定する納付猶予要件該当被保険者等をいう。）</p>
<p>第九十条第一項各号</p>	<p>第九十条第一項各号</p>	<p>平成二十六年改正法附則第十四条第一項各号</p>
<p>第百九条の二第八項 の他前各項</p>	<p>第一項の指定の手續その他前各項</p>	<p>平成二十六年改正法附則第十五条第一項から第三項までの規定及び同条第四項の規定によりみなして適用される第四項から前項まで</p>
<p>第百十三条の二第四号</p>	<p>第百九条の二第七項</p>	<p>平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定によりみなして適用される第百九条の二第七項</p>

(日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができるときに、関係する経過措置)

第十七条・第十八条 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第十九条 (略)

2 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第三項	(略)	(略)
	第一項各号	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号。以下この条において「経過措置政令」という。)第十九条第一項各号	(略)
	(略)	(略)	により経過措置政令第十九
	により第一項各号	(略)	(略)

(日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができるときに、関係する経過措置)

第十一条・第十二条 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第十三条 (略)

2 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第三項	(略)	(略)
	第一項各号	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号。以下この条において「経過措置政令」という。)第十三条第一項各号	(略)
	(略)	(略)	により経過措置政令第十三
	により第一項各号	(略)	(略)

第六項	(略)	により第一項各号	(略)	条第一項各号
第七項	前各項	経過措置政令第十九条第一項並びに第三項、第四項及び前項	(略)	条第一項各号

(機構への事務の委託)

第二十条 (略)

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。同項において「経過措置政令」という。）第二十条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「経過措置政令第二十条第一項及び前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

第六項	(略)	により第一項各号	(略)	条第一項各号
第七項	前各項	経過措置政令第十三条第一項並びに第三項、第四項及び前項	(略)	条第一項各号

(機構への事務の委託)

第十四条 (略)

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。同項において「経過措置政令」という。）第十四条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「経過措置政令第十四条第一項及び前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文 目次

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）	1
○ 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四百四十八号）	13
○ 厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第四百十号）	14

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国民年金原簿の記載事項）</p> <p>第十五条 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。）附則第十四条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び法第九十条の二第一項、第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項</p> <p>五 （略）</p> <p>（令第十四条の十四の申出書の記載事項等）</p>	<p>（国民年金原簿の記載事項）</p> <p>第十五条 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び法第九十条の二第一項、第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項</p> <p>五 （略）</p> <p>（令第十四条の十四の申出書の記載事項等）</p>

第七十三条の三 (略)

2 前項の申出書を提出するときは、これに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する特定手続が次に掲げるものであることにより前項の申出書を提出するときは、それぞれ次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請 第七十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するの参考となる書類）

3 (略)

(令第十四条の十六第九号に規定する厚生労働省令で定める手続)

第七十三条の四 令第十四条の十六第九号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一・二 (略)

第七十六条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない

第七十三条の三 (略)

2 前項の申出書を提出するときは、これに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する特定手続が次に掲げるものであることにより前項の申出書を提出するときは、それぞれ次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の申請 第七十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類については、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するの参考となる書類）

3 (略)

(令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続)

第七十三条の四 令第十四条の十六第八号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一・二 (略)

第七十六条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない

い。ただし、法第九十条の二第二項、第二項若しくは第三項の規定による申請をしたとき若しくは法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつた日から十四日以内に法第九十条第一項、第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項若しくは第九十条の三第一項若しくは平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請をしたとき又は厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたことを確認したときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(法第九十条第一項第一号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号)に規定する厚生労働省令で定める月)

第七十七条の二 法第九十条第一項第一号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める月は、六月(法第九十条の三第一項第一号に規定する前年の所得にあつては、三月)とする。

(平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請)

第七十七条の五 平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申

い。ただし、法第九十条の二第二項、第二項若しくは第三項の規定による申請をしたとき若しくは法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつた日から十四日以内に法第九十条第一項、第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項若しくは第九十条の三第一項若しくは平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定による申請をしたとき又は厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたことを確認したときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(法第九十条第一項第一号並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号及び第二項第一号)に規定する厚生労働省令で定める月)

第七十七条の二 法第九十条第一項第一号並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号及び第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める月は、六月(法第九十条の三第一項第一号に規定する前年の所得にあつては、三月)とする。

(平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の申請)

第七十七条の五 平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の規定による申請は、保険料の免除の特例(同条第一項又は第二項の規定によ

請は、保険料の免除の特例（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料の納付を要しないものとするをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一（三）（略）

四 申請者又は申請者の配偶者（第二号に規定する期間における申請者の配偶者を含む。以下この条において「申請者等」という。）が平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一（三）（略）

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 申請者等が平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号若しくは第二項第三号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二号（法第九

）り保険料の納付を要しないものとするをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一（三）（略）

四 申請者又は申請者の配偶者（第二号に規定する期間における申請者の配偶者を含む。以下この条において「申請者等」という。）が平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一（三）（略）

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 申請者等が平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号又は第二号（法第九十

十条第一項第二号に係る部分を除く。)若しくは平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号若しくは第二号(法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。)又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号(法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。)のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書(第一項第二号に規定する期間に申請日が含まれる場合に限る。)の提出の際に平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

(平成十六年改正法附則第十九条の二第一項及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第七十七条の五の二 平成十六年改正法附則第十九条の二第一項及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号若しくは第二号(法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。)又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号(法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。)のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者(配偶者があるときは、当該配偶者が平成十六年改正法附則第

第一項第二号に係る部分を除く。)のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書(第一項第二号に規定する期間に申請日が含まれる場合に限る。)の提出の際に平成十六年改正法附則第十九条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

(平成十六年改正法附則第十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第七十七条の五の二 平成十六年改正法附則第十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号又は第二号(法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。以下この条において同じ。)のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者(配偶者があるときは、当該配偶者が平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者に限る。)とする。

十九条第二項第一号若しくは第二号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者に限る。」とする。

(納付猶予申請の事務手続に関する特例に係る申請の委託の方法)

第七十七条の五の三 納付猶予要件該当被保険者等（平成十六年改正法附則第十九条の二第一項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項に規定する納付猶予要件該当被保険者等をいう。以下同じ。）が、平成十六年改正法附則第十九条の二第一項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項の規定により納付猶予申請（平成十六年改正法附則第十九条第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請をいう。以下同じ。）を指定全額免除申請事務取扱者に委託するときは、第七十七条の五第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第二項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定全額免除申請事務取扱者に提出しなければならない。

2 指定全額免除申請事務取扱者は、平成十六年改正法附則第十九条の二第一項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項の規定に基づき、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、当該納付猶予要件該当被保険者等に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一～三 (略)

(指定全額免除申請事務取扱者による納付猶予申請)

(納付猶予申請の事務手続に関する特例に係る申請の委託の方法)

第七十七条の五の三 納付猶予要件該当被保険者等（平成十六年改正法附則第十九条の二第一項に規定する納付猶予要件該当被保険者等をいう。以下同じ。）が、平成十六年改正法附則第十九条の二第一項の規定により平成十六年改正法附則第十九条第二項の規定による申請（以下「納付猶予申請」という。）を指定全額免除申請事務取扱者に委託するときは、第七十七条の五第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第二項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定全額免除申請事務取扱者に提出しなければならない。

2 指定全額免除申請事務取扱者は、平成十六年改正法附則第十九条の二第一項の規定に基づき、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、当該納付猶予要件該当被保険者等に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一～三 (略)

(指定全額免除申請事務取扱者による納付猶予申請)

第七十七条の五の四 指定全額免除申請事務取扱者は、平成十六年改正法附則第十九条の二第一項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十五条第一項の規定に基づき、納付猶予要件該当被保険者等の委託を受けて納付猶予申請をしようとするときは、前条第一項の申請書に次に掲げる事項を付記し、かつ、同項の規定により提出された書類を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

(法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十七条の七 法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年(当該期間に一月から六月まで(法第九十条の三第一項に

第七十七条の五の四 指定全額免除申請事務取扱者は、平成十六年改正法附則第十九条の二第一項の規定に基づき、納付猶予要件該当被保険者等の委託を受けて納付猶予申請をしようとするときは、前条第一項の申請書に次に掲げる事項を付記し、かつ、同項の規定により提出された書類を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

(法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十七条の七 法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年(当該期間に一月から六月まで(法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで)のいずれかの

規定する申請にあつては、一月から三月まで）のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）における震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたとき。

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年（当該期間に一月から六月まで（法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで）のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき。

三・四（略）

（保険料免除取消の申請）

第七十七条の八 法第九十条第三項（平成十六年改正法附則第十九条第三項及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第四項の規定による申請は、申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号を記載した申請書を

月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）における震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたとき。

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年（当該期間に一月から六月まで（法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで）のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき。

三・四（略）

（保険料免除取消の申請）

第七十七条の八 法第九十条第三項（平成十六年改正法附則第十九条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第四項の規定による申請は、申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

機構に提出することによつて行わなければならない。

2 (略)

3 法第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者が第七十七条の三第一項、第七十七条の四第一項若しくは第七十七条の五第一項の申請若しくは第七十七条の四の二第一項若しくは第七十七条の五の三第一項の申請の委託を行ったとき、法第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定により保険料の一部を納付することを要しないものとされた被保険者が第七十五条の届出、第七十五条の二第一項の申出、第七十七条第一項、第七十七条の四第一項若しくは第七十七条の五第一項の申請若しくは第七十七条の二の三第一項、第七十七条の四の二第一項若しくは第七十七条の五の三第一項の申請の委託を行ったとき、又は平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者が第七十七条第一項、第七十七条の三第一項若しくは第七十七条の四第一項の申請若しくは第七十七条の二の三第一項若しくは第七十七条の四の二第一項の申請の委託を行ったときは、それぞれ第一項の申請を行ったものとみなす。

第七十八条の二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次の各号に

2 (略)

3 法第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者が第七十七条の三第一項、第七十七条の四第一項若しくは第七十七条の五第一項の申請若しくは第七十七条の四の二第一項若しくは第七十七条の五の三第一項の申請の委託を行ったとき、法第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定により保険料の一部を納付することを要しないものとされた被保険者が第七十五条の届出、第七十五条の二第一項の申出、第七十七条第一項、第七十七条の四第一項若しくは第七十七条の五第一項の申請若しくは第七十七条の二の三第一項、第七十七条の四の二第一項若しくは第七十七条の五の三第一項の申請の委託を行ったとき、又は平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者が第七十七条第一項、第七十七条の三第一項若しくは第七十七条の四第一項の申請若しくは第七十七条の二の三第一項若しくは第七十七条の四の二第一項の申請の委託を行ったときは、それぞれ第一項の申請を行ったものとみなす。

第七十八条の二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次の各号に

掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第一項の規定により後納保険料を納付しようとする期間

三 (略)

第八十五条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、第七十七条第一項(第一号に該当する場合に限る。)、第七十七条の三第一項(第二号に該当する場合に限る。)、第七十七条の四第一項(第三号に該当する場合に限る。)、第七十七条の五の三第一項(第四号に該当する場合に限る。)、第七十七条の四の二第一項(第三号に該当する場合に限る。)、第七十七条の五の三第一項(第四号に該当する場合に限る。)(の規定により申請又は第七十七条の二の三第一項(第一号に該当する場合に限る。))、第七十七条の四の二第一項(第三号に該当する場合に限る。)(若しくは第七十七条の五の三第一項(第四号に該当する場合に限る。))の規定により申請の委託を行う者は、申請書に申請者等の所得を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、これらの書類を当該市町村長から受けることができないときは、これを添えることを要しないものとする。

一(三) (略)

四 平成十六年改正法附則第十九条第一項第二号(法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。)(若しくは第三号又は平成十六年改正法

掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。)(附則第十条第一項の規定により後納保険料を納付しようとする期間

三 (略)

第八十五条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、第七十七条第一項(第一号に該当する場合に限る。)、第七十七条の三第一項(第二号に該当する場合に限る。)、第七十七条の四第一項(第三号に該当する場合に限る。)(若しくは第七十七条の五の三第一項(第四号に該当する場合に限る。))の規定により申請又は第七十七条の二の三第一項(第一号に該当する場合に限る。))、第七十七条の四の二第一項(第三号に該当する場合に限る。)(若しくは第七十七条の五の三第一項(第四号に該当する場合に限る。))の規定により申請の委託を行う者は、申請書に申請者等の所得を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、これらの書類を当該市町村長から受けることができないときは、これを添えることを要しないものとする。

一(三) (略)

四 平成十六年改正法附則第十九条第一項第二号(法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。)(若しくは第三号又は平成十六年改正法

附則第十九条第二項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号

五 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）又は第三号

第八十五条の三 次の表の上欄に掲げる申請を行う者（次項において「免除等申請者」という。）は、当該申請に係る申請書（次項において単に「申請書」という。）に申請者等の所得の状況を明らかにすることができ、書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等（地方税法第三百七十七条の二第一項の規定による申告書を提出していない申請者等に限る。以下この項及び次項において同じ。）の所得が同表の下欄に掲げる規定に規定する額を超えないことを厚生労働大臣が確認できるときは、当該書類に代えて、当該申請者等の所得が当該額を超えない旨を記載した申立書を添えて提出することができる。

(略)	(略)
平成十六年改正法附則第十九条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）若しくは同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の五第二項第三号

附則第十九条第二項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号

（新設）

第八十五条の三 次の表の上欄に掲げる申請を行う者（次項において「免除等申請者」という。）は、当該申請に係る申請書（次項において単に「申請書」という。）に申請者等の所得の状況を明らかにすることができ、書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等（地方税法第三百七十七条の二第一項の規定による申告書を提出していない申請者等に限る。以下この項及び次項において同じ。）の所得が同表の下欄に掲げる規定に規定する額を超えないことを厚生労働大臣が確認できるときは、当該書類に代えて、当該申請者等の所得が当該額を超えない旨を記載した申立書を添えて提出することができる。

(略)	(略)
平成十六年改正法附則第十九条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）又は同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の五第二項第三号

<p>2 (略)</p> <p>第百十三条の二 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第九項又は第十四条第七項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第六項の規定において読み替えて準用する法第九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による権限を自ら行うこととした場合における当該権限</p> <p>三 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第八項又は第十四条第六項の規定において読み替えて準用する法第九条の四第四項の規定による公示</p> <p>2 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第十項又は第十四条第八項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第百十三条の二 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第九項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第八項の規定において読み替えて準用する法第九条の四第四項の規定による公示</p> <p>2 平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第十項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。</p>
---	--

◎ 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四百零八号）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（小口の教育資金の貸付けを受けることができる被保険者の要件）</p> <p>第二条の二 機構法附則第五条の二第三項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申込みのあった日の属する月の前々月において国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項若しくは第二項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされていないこと。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（小口の教育資金の貸付けを受けることができる被保険者の要件）</p> <p>第二条の二 機構法附則第五条の二第三項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申込みのあった日の属する月の前々月において国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされていないこと。</p>

◎ 厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第四百十号）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（法第三十三条第一項第三号に規定する日本年金機構への報告等）</p> <p>第二条 法第三十三条第一項第三号の規定により、法第三十三条第一項に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号の規定により保険料滞納者に対して同号の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十条第一項各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第二項各号又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号</p>	<p>（法第三十三条第一項第三号に規定する日本年金機構への報告等）</p> <p>第二条 法第三十三条第一項第三号の規定により、法第三十三条第一項に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号の規定により保険料滞納者に対して同号の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十条第一項各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第二項各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号</p>

2
3
6
(略)

三・四
(略)

2
3
6
(略)

三・四
(略)